

「生物多様性条約 COP10 後の動向について——道家哲平さんに聞く」

吉永 明弘*

国際自然保護連合（IUCN）日本委員会の事務局長を務め、生物多様性条約 COP10 にも深く関与された道家哲平さんに、生物多様性条約 COP10 後の動向について二度にわたりインタビューを行った。一回目（2014年5月5日）は、条約の基本的な部分からお話を伺った。二回目（2014年11月24日）は、韓国の平昌（ピョンチャン）で開かれた COP12 の成果について伺った。両日とも休日にもかかわらずインタビューに応じていただいた。道家さんに感謝したい。

1. 生物多様性条約とは何か

——まずは言葉の問題からですが、そもそも「生物多様性保全」という言葉をなぜ使うのでしょうか。「自然保護」のほうがよほど分かりやすいと思うのですが。

道家：生物多様性という言葉は「ツール」なのです。「自然」というキーワードで注目されていない要素を知らせることを目的としています。「自然」と「生物多様性」とでは何が違うか。「花鳥風月」という言葉がありますよね。日本人の「自然」観には花鳥風月を含みます。つまり、風や月も「自然」です。しかし、日本自然保護協会は、風や月は守っていない。何を守っているかという点、「生き物やその生き物の居場所」の「多様性」を守っている。だから「生物多様性」という言葉を使うのです。「自然」というと、外来種だって自然になる。しかし外来種は多様性を脅かすから防除の対象です（生態系に広がらないように、場合によっては根絶します）。また、戦後の自然破壊の歴史は、多様性の破壊の歴史です。特に食料増産のための効率化で多様性が失われた。そのような反省に立って、「生物多様性」を守るべきと言っているのです。

——そこでの「多様性」とは何なのでしょう。

道家：「生物多様性」には、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性という三つのレベルがあります。例えば、同じアサリでも一つ一つ模様が違います。遺伝子が違うためです。生物種の推計は1000万から3000万といわれています。あるいは1億種という人もいます。深海にも生き物がたくさんいることが近年明らかになってきたからです。生態系の多様性というのは、例えば山や森と一口に言っても、実はいろいろな違いがあるということ。落葉の森、常緑の森。本来の日本の森は半分が常緑で、そこからお茶や納豆のような発酵文化が生まれたという説もあります。このように、いろいろなレベルの多様性があります。

ただ、「生物多様性条約」をよく読むと、多様性は variability（バライアビリティ）、変異性、違いがあること、とされています。variability とは vary（変わる）+ ability（力がある）。つまり「変わる力をもつこと」という語感があります。生物多様性が豊かということは、変わる力をもっているということを意味します。遺伝子・種・生態系の多様性は、遺伝子・種・生態系で見たときの変わる力を持っていることを意味します。人間という一つの種でも、遺伝子が違うために、いろいろな環境の中で実力を発揮する人がいます。多様な人々がいれば、ある環境に適応できる人とできない人が出てきます。種のレベルでも変わる力があります。花の蜜を吸う虫のなかに、いろいろ

2014年11月30日受付

* 江戸川大学 現代社会学科専任講師 環境倫理学

な種がいれば、環境の変化に適応できます。テナンシとアブラムシしかいない、すなわち食べる・食べられるの関係が単純な農地では、何かの拍子に一方が大発生する可能性があります。でも、他の虫がいろいろいたほうが、ある特定の昆虫だけ大発生するということが起きにくくなります。生態系のレベルでも、例えば川は氾濫すると流れる場所が変わります。場所が多様であればあるほど、生き物が移動できる範囲が広がるのです。

——なるほど、それは「なぜ多様性が重要なのか」という話にも絡んできますね。多様性を守る理由が見えてきます。

道家：多様性と言っても、量として種の種類がたくさんあればいい、というわけではありません。この言葉がもたらす印象と、言いたいこととの間にギャップがあります。多様性という文字には「多」という漢字が入っているのですが、多ければよいわけというわけではないのです。variability（変わる力をもっている）が重要です。例えば、砂漠という生き物がほとんどいない環境のなかでも、生きているトカゲがいて、そのトカゲの食料となる昆虫などがいるわけです。これらの生き物のつながりは砂漠という環境の長い時間の変化に適応する中で作り出され、おそらく、今後の変化にもうまく適応できるのではないかと考えられるのです。だからこれまで耐えてきた多様性を保持しよう、ということになります。

「熱帯雨林は多様性が高く、都市は多様性が低い」というのは、種の多様性だけの話です。都市という環境にもこれまでの経緯で住みついている生き物がいます。ただ、生物多様性という言葉では、環境の多様性がイメージしにくいという問題もありますし、生き物同士の関係性を含んでいる概念だということが、文字だけでは分かりづらい。

——熱帯雨林は確かに重要だけれども、都市が無関係ではない、というのは面白い話です。

道家：ええ。もう一つ言うと、変異性という訳に

も実は問題があります。アビリティを訳せていない。変わりうる力をもっているということが大事です。普通の生物多様性の説明は三つのレベルの多様性で終わりますが、実はこれでは説明になっていないのです。

——変わりうるという観点が大事なのですね。

道家：最近では、variability（バライアビリティ）から発展していった、「生態系サービス」という考え方や、企業の経済のなかで考慮していこうという「グリーンエコノミー」、それから「自然資本」（ナチュラル・キャピタル）などの言葉が生まれています。

「グリーンエコノミー」とは、環境に負荷を与えない、自然を守ることが職になる、という経済のことで、2012年のRIO+20という会合で注目されました。1992年の地球サミット（RIOサミット）のときに当時の宮沢首相がビデオメッセージで済ませて批判されたことがありましたが、それから20年目に開かれた会議（国連持続可能な開発会議）です。RIO+20には、マクロ経済に責任を持つ人（首相など）が参加していました。そういう人たちが集まる場では、そういう人たちの使い慣れた言葉にうまく合わせて、メッセージを作り上げることが重要です。つまり、いつまでも経済発展を追い求めるのではなく、「グリーンエコノミーを発展させる」とリーダーは言うべきだ、というメッセージが、この言葉がRIO+20という国際会議の背景にあったといえます。

次に「自然資本」ですが、経営者は通常、経済資本や人的資本、社会資本について考慮していますよね。それに加えて「自然も資本として考慮すべきだ」というメッセージを作るために生まれた言葉です。どれだけの自然資源を使っているか、水をどれくらい使っているか。例えば、プーマが自然資本にいかにか依存しているかを調べたら、水を莫大に使っていることが分かった。牛皮を取るのに牛を育てる。牛は水を大量に飲む。そこで、人工の皮の割合をあげるべきだ、という判断を下しました。経営者は「自然資本」をキーワードに

するとぴんとくるのです。「生物多様性」だと分からない。「自然の恵み」である「生態系サービス」とも違います。資本（キャピタル）は、恵みを生み出すための元手です、取り崩して売り買いする資産（ストック）ではない。

資本（元手）を切り崩した経営者は無能の烙印を押されます。自然の恵みを与えてくれている自然を、将来も与えてくれるように確保することが求められています。元本を減らすことなく、利子だけで食べていくようにするということですね。

——このへんで「生物多様性条約」のお話をうかがいたいのですが、この「生物多様性条約」は誰が、いつ、どのような経緯でつくったものですか。

道家：この条約ができる前に三つの異なる背景・歴史がありました。一つは自然保護法制の限界が見えてきたことです。1970年代に、ラムサール条約、世界遺産条約、ワシントン条約が成立し、それらを統括する国連環境計画（UNEP）が生まれました。しかしかゆいところに手が届かない。ラムサール条約は湿地や水辺のみを保護します。世界遺産条約は顕著に普遍的価値を持った自然、オンリーワンかつナンバーワンの自然のみを守る。ワシントン条約は絶滅危惧種の国際取引を規制する条約であって、国内の絶滅危惧種は守れない。そこで、全体的な保全のありかたを決めなければいけないという動きが起こりました。そもそも国連環境計画は何をすればよいのか、という問題もありました。そこで包括的な自然保護の戦略として、IUCN、UNEP、WWFが協力して1980年に「世界保全戦略（World Conservation Strategy）」をまとめました。それは生物多様性条約の一つの先駆けといえます。この中で、「持続可能な開発」という概念を提案したことも大きな影響がありました。生物多様性条約は、世界の貧困を撲滅するという流れに入っています。自然を守ることは貧困との戦いでもあるのです⁽¹⁾。

二つ目の背景・歴史は、1982年に遺伝資源を守るべきという決議を、世界公園会議でIUCNが出したことです。生物学の知識の高まりによっ

て遺伝資源の有効活用（自然界の物質を人工的に再現することで、あらたな薬を作るなど）が見えてきました。では、役立つ遺伝子があるとして、それはどう判別して守るのか。見た目には分からないし、結局、保護地域を設定するなど包括的に守るしかない、ということになりました。この議論には、生物多様性条約の遺伝資源のアクセスと利益の公正衡平な配分（ABS）という課題が後に絡んできます。

三つ目のラインは、1975年のアシロマ会議で、遺伝子組み換え技術に関する科学者の自己規制ルールがつけられたことです。遺伝子組み換え技術は人間社会に役立つかもしれないがよくない影響を与えるかもしれない。この流れも生物多様性に合流します。2000年には、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書がつけられました。このように、生物多様性条約には1970年代以降の人と自然に関する新しい課題が全部入っているのです。

生物多様性条約は、当初IUCNが条約の文案を起草し、後に、国連環境計画が事務局となって本文をまとめました。1992年の地球サミットが始まる直前の5月22日に本文をつくり終えたことを宣言しました。これを「採択」といいます。そこから「署名」が始まります。国がその枠組みに、入る意志があることを表明するために行うものです。そのあと各国の立法府の同意を得ることが必要です。これを「批准」といいます。批准した国が一定数に達した時、「発効」されます⁽²⁾。生物多様性条約は50か国の批准が終わった1993年12月29日に発効されました⁽³⁾。発効すると法的拘束力がそなわります。

ちなみに「生物多様性条約」は、1992年の地球サミットで採択された「気候変動枠組条約」と一緒に「双子の条約」と呼ばれています。しかし私は、どちらかという「生物多様性条約」がお兄さんだと考えています。気候変動によって環境は大きな影響を受けますが、変化したときにそれに対応できるように、多様性を保っておくことが大切になります。多様性があれば、気候変動に対応できるからです。ということは、弟の方が目立

っているけれどフォローするのはお兄さん、という関係になります⁽⁴⁾。

——気候変動枠組条約をフォローするというのは、面白い位置づけですね。ところで、生物多様性条約のもとで国際的に何が行われているのですか。

道家:生物多様性条約は、生物の多様性の「保全」、「持続可能な利用」、「利益の公正な配分」を目的としています。

そのやり方は三つあって、一つは関連技術の移転。日本ではこうやっているというのを海外に知らせることです。交互に協力が進めばよくなります。ベストプラクティスをつくりあげる。また、物だけでなくノウハウも提供できます。外来種対策の法律をつくったときの経験を知らせる。そうすると次につくるときに楽になりますからね。

二つ目は、資金の提供です。日本が中国を支援するなどの、二国間の資金協力がありますが、その他に「地球環境ファシリティ」といった、先進国が供出した資金をいったんプールして、途上国に分配するしくみがあります。この基金から国立公園の管理や外来種対策にお金が出されます。そして、生物多様性条約はどんな活動にお金を優先的に送るかを決められます。命令はできないのですが、強い意見を出せます。あるいは、保護地域の共同管理をすすめる、というふうにテーマを設定して、やるところを募集することもあります。

三つ目は、遺伝資源へのアクセスを促進すること、取得の機会を提供することです。日本の研究者がアマゾンに行って調査をし、未開の植物を研究して特効薬をつくる時に、調査の許可を簡便にしましょうという手法です。これがなぜ生物多様性の保全につながるのかというと、ここにABS（遺伝資源のアクセスと利益配分）が絡んでくるからです。遺伝資源はどう理解されているか、おさらいすると、1983年に遺伝資源は世界共有財産であるというルールが確立しました。そうすると悪い奴が現れて、「途上国は保護を進める、私たちに調査を自由にやらせる（なぜなら世

界の共有財産であるから）」と。米国などですが。途上国からすると面白くない。自国の大切にしてきた資源なのに、開発・研究成果（例えば、ガンの特効薬）を高い金で買わなければいけない。もともと自分の国のものなのに。その不公平を解消するために、生物多様性条約は、遺伝資源の獲得に関して原産国がルールをつくってよいとしました。基本的には世界共有だが、調査してよいか、研究材料にしてよいかというのは原産国に主権がある、と定めたのです。その上で、アクセスを加速し、かつ、得られた利益は途上国にも公正に配分しなさいと定めたのです。これならば途上国にとっても生物多様性を守るモチベーションになります。身近な例では、アルツハイマーの特効薬は日本のある地域にしかないシダ植物からとれるという話もあります。ただ、条約に入らないとその権利は認められません。現在、194の国と地域（EU）が生物多様性条約に入っていますが、これは驚くべき数です。例えば「世界遺産条約」は、この条約に入ると世界遺産リストに登録できるというメリットがあります。そのため191か国が加盟していますが、それよりも生物多様性条約のほうが加盟国の数が多い。そしてアメリカが生物多様性条約に入っていない。これらは遺伝資源のアクセスと利益の公正な配分という要素に理由があるのです。つまり生物多様性条約は、経済や資源開発を含んでいる条約なのです。

そしてこのABSに関して、2010年に名古屋で開かれたCOP10で画期的なルールが生まれました。「名古屋議定書」というものです。そもそも取引には相互に認めあうこと、事前の情報提供と合意が必要です。しかし、それが守られているかを確認するすべがありませんでした。信頼ベースでやっていたのです。法遵守がしっかりしていない国では間違ったことが行われていたかもしれません。しかし、名古屋議定書に参加した国は、遵守状況を確認するためのチェックポイントを作るなど、条約の義務が守られているかどうかをチェックしなければなりません。これには50か国の批准が必要です（追記：2014年7月にその数に到達し、同年10月12日にやっと無事に発効しま

した)。

——「名古屋議定書」の画期的な点について、もう少し教えて下さい。

道家：実は「名古屋議定書」は世界で初めてといえる込み入った仕組みが含まれているのです。というのは、利用国が法律を守っているかどうかをチェックするのですが、原産国のルールを知っていないとチェックできないわけです。他国のルールを遵守するというのはどうやるのか。どうすれば守ったことになるのか。どういう法律をつくれれば他国のルールを守ったことになるのか。これは法律論としても興味深いと思います。

——ところで、COP というのは何の略なのでしょう。

道家：生物多様性条約のもとで、2年に1回、締約国会議 (conference of parties) を開いて具体的な中身を決めています。その頭文字をとって COP (コップ) と呼ばれます。気候変動枠組条約 (1年に1回なので数が多い) にもラムサール条約にも COP があります。COP は最高意思決定機関です。準備会合や作業部会もありますが、最終的には COP が承認の場となります。

締約国 194 か国でどう決めるかということ、「投票」ではなく「総意」で決めます。194 の国の合意なので大きな力があります。いろいろな意見があってもとまらず、最大公約数的になることもよくあります。昔は <先進国対途上国> という比較的単純な図式でしたが、現在では BRICS (ブラジル、インド、中国、ロシア) など途上国の中でも発展している国と、その他の国との違いも大きく、合意がしづらくなっています。そこで準備会合 (サブスタ) で落としどころの探り合いをします。政府の話し合いは NGO が参加できないので見えない部分もあります。英語の表現をこうすると合意できる、という作文をするのも一つの才能ですが、それができるのは限られた国しかないので。うまく表現できずに時間がかかっている

部分もあります。ものすごくぶつかることもあります。例えば、日本の里山の取り組みについては、ブラジルやオーストラリアは保護貿易につながるとして、いつも対立します。保護地域のようなバックに IUCN がいる案件はすすいと行くことが多いのですが。

——会議は時間どおりに終わるのですか。何も決まらないこともあるのですか。

道家：時間通りに終わらないことも、何も決まらないこともあります。気候変動枠組条約の最悪の COP はコペンハーゲンで、何の合意もできませんでした。京都議定書後の計画をどうするか、のプロセスすら合意できずに終わりました。先ほどもふれた「カルタヘナ議定書」は、実はカルタヘナで決まらなかったのです。その後、特別 COP (EX-COP) をモントリオールで行って決まりました。生物多様性条約の COP6 は外来種のルールを決めるために徹夜したそうです。

実は、生物多様性条約の COP の歴史上、最も成功したと言われているのが、名古屋で開かれた 2010 年 10 月の COP10 です。COP10 の会議期間は 2 週間で、決めなければいけないものがたくさんありました。生物多様性戦略計画 2011-2020、資源動員戦略、名古屋議定書、この三つをパッケージでつくる。それが一つでも合意ができなければ失敗するところだったのです。生物多様性戦略計画の中に、「愛知目標」が入っています。「愛知目標」が決まったときに「ブラボー」という声があがりました。

——そんな歓声があがるほどのものができたのですか。

道家：ええ。「愛知目標」、正確には 2011 年から 2020 年までの戦略計画に付随した目標です。ビジョン、ミッションがあり、その下に 20 の目標があります。ビジョンは 2050 年の将来像、それにむけて 2020 年までにやるべきことがミッション。2020 年までに生物多様性の損失を止めるた

めの行動をとらなければなりません。実際に損失が止まるのは2020年以降になりますが、2020年までにはとにかく行動を起こす、そしてそれができているかどうかのチェックもします。2002年に出された目標は「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」というものだったのですが、どう測るかが明らかにされませんでした。それで結局は破綻しました。ただ、目標を掲げたことで、生物多様性の指標に向けたパートナーシップが生まれたことも事実です。統計データを活用することで測定ができるようになりました。また、指標を維持するにはモニタリングが必要ですが、モニタリングを共有するネットワーク GEO-BON が誕生しました。さらに、企業の事例なども収集できました。でも、「2010年目標」自体は、「測れない」のでうやむやになりました。

「愛知目標」はその反省をふまえてつくられています。生物多様性を説明しても何をしたらよいか分からない。そこで世界レベルでやるべきことを20にまで集約しました。それで生物多様性の世界が分かりやすくなったのです。それを主導したのは日本です。

この20の目標は【A】から【E】までの5つの分野に分かれています。【A】は環境破壊のバックグラウンドについて。【B】は環境破壊の直接的な要因について。【C】は今の多様性の状況を残していきましょう、高めていきましょう、という取り組みが書かれています。【D】には自然再生や復元、名古屋議定書のしくみが入っています。【E】は【A】から【D】までがきちんとできるような基盤を整えていこうということが書かれています⁽⁵⁾。お金や背景要因はこれまでの目標にはなかったもので、その点でも画期的な目標なのです。

——何か特徴的な目標はありますか。

道家：ユニークなものとして、例えば「目標2」には、生物多様性の価値を国家勘定に組み込むということが書いてあります。大量消費・大量廃棄を豊かさの指標にするのではなく、自然資源をど

れだけ抱えているかを指標にしよう、世界銀行や企業レポートに自然資源の記述を入れていこう、ということです。けっこう野心的なものが書かれているでしょう。自治体がやらなければいけないことも書いてあります。国家勘定をつくるためには国だけでなく経済学者も必要です。これは英語の世界では具体的に動いていますが、日本の企業ではあまり動いていません。日本の企業は、ルール作りはせず、ルールができると素早く対応できるよう準備する、というのが一般的なのです。

それから「目標7」は、農業、養殖業、林業をうまくやるということですが、例えば田んぼを冬に水をぬかないでおくと、水鳥の生息地になる。「ふゆみずたんぼ」と呼ばれるやり方です。

あと、「目標10」はサンゴ礁など環境変化に弱いものを守るということですが、ここだけ2015年までにやることになっている。早急な対応が必要なのです。気候変動の影響でCO₂が海に吸収されると海の酸性化が進みます。石灰質の貝は海水の酸性度が高まることによって成長を阻害される可能性があります。甲殻類にも影響があります。サンゴ礁も同様です。気候変動は止められないので、それ以外の人的要因はすべて止めよう、というのがここでの目標です。

——この20の目標を全部達成したらすごいですね。でもどうやって達成するのでしょうか。

道家：それをどうやって実現するのか、ということで、「にじゅうまるプロジェクト」が生まれました。目標が20もあるというのは多いという印象ですよ。ではどうするか。まず忘れさせない、実行する、これが大事です。国際社会の合意は忘れられることが多いですよ。実際に今、忘れられています。そうなることを2010年当時に予想していました。目標は合意されましたが、行動は合意されていないのです。自然保護 NGO だけではできないこともあります。だから仲間集めが重要ですが、そのためには、いろいろな人に参加をよびかける仕組みが欲しいですよ。そして大事なこととしてその仕組みはシンプルにしない

と、参加は進みません。そこで「愛知ターゲットの達成をがんばるよという宣言を集めよう」ということになりました。「にじゅうまる宣言」を集める。自分たちにどの部分ができるのか。NGOはここができる、企業はここができる、自治体はここができる、それを集める。それによって目標が行動に置き換えられるのです。そして、誰がどこで何をやっているかが分かる。やれていることとやれていないことが分かる。地域ごとの差も分かる。逆に言えば、今、日本でどのような行動があるかが把握できます。現在179の団体が243の事業を宣言しています。これは愛知目標の実行に関する環境省の統計指標にもなっています。

——しかし、企業はこれに参加することで何かメリットがあるのでしょうか。

道家：自社が環境・生物多様性に配慮した優良企業ですよとアピールするのに、その取組みを「誰かが」認める仕組みのほうが良くて、それをにじゅうまるプロジェクトがしています。にじゅうまるに登録されたものを国連生物多様性の十年委員会が認定するしくみも生まれています。またメールマガジンをつくったので、無料で関連する事業についても知ることができます。少なくともデメリットはありませんし、自社のPRになります。それよりも、担当者レベルでは生物多様性に関心をもってやっている人が多いのです。ソニーの子会社は、自社の敷地でユーカリの木を植えていたが台風で倒れた。そこで、地域で育てているものを植えたほうがよいと考えて植えたところ、自分たちの場所のドングリが数少ない地域産の種であり、地域の自然を守る貴重なシードバンクになっていたことが分かったのです。そうすると、地域に工場があることの価値が出てきますよね。もともと自然が好きな人がいるということに加えて、企業のイメージアップになる。1990年代まではCO2排出量が多いことは問題にされませんでした。今は悪いイメージになっている。それと同様に、生物多様性への取り組みをしていない企業も、最近では白い目で見られるようになったとい

うこともあります。

——にじゅうまるの認定をすればモチベーションがあがるだろうというのは、道家さんのアイデアなのですか。

道家：にじゅうまるプロジェクトの発案は私ですが、IUCNの過去の取組みに学んで作ったものです。愛知ターゲットが無事に合意されたらすぐに対応できるように2010年以前から準備していました。にじゅうまるプロジェクトの先行事例としてIUCNの「カウントダウン2010」がありました。「カウントダウン2020」がつくれなかったので、代わりにやっているようなものです。個人的にはこれ以上のしくみはないと思っています。全国各地の連絡網づくりをNGOが主導するというのは大きな仕事と思います。

2020年には「ネイチャーオリンピック」をやりたいですね。世界自然保護会議は、4年に1回、オリンピックと同じ年に開かれるのですが、それを日本でオリンピックに合わせて開催したい。この目標を達成するにはNGO、企業、自治体の参加が必要ですが、目標を達成したかどうかの評価にも参加させたいのです。愛知の遺産を次に引き継ぐための会議になります。今、誘致活動をしているところです。

また、愛知目標をもっと具体的にしたものとして、「水田目標」があります。全部を田んぼの文脈で読み替えたものです。これはラムサールネットワーク日本が独自につくったものです。この水田目標に宣言すると、自動的に「にじゅうまる」の宣言をしたことになります。びっくりドンキーの運営会社アレフは、トマトを外来種のセイヨウマルハナバチで受粉させていたのですが、日本のマルハナバチを使うことにしたそうです。同様に、森林など、田んぼ以外のバージョンもつくればよいと思っています。

——本日はどうもありがとうございました。

(2014年5月5日)

2. COP12 で何が決まったか

——2010年のCOP10名古屋会議から4年が過ぎ、2012年にはインドのハイデラバードでCOP11が開かれ、つい先ごろ(2014年10月6日から17日)にはCOP12が韓国の平昌(ピョンチャン)で開かれました。道家さんは今回も日本の中心となって動かれたと思います。まずは、今回のCOP12の位置づけについてお聞かせください。

道家：COP10で決まった愛知目標は2020年が達成年です。2020年のCOP15が、愛知目標の最終ゴールになります。COP12は、目標達成の進捗状況についての中間レビューが行われた重要な会議でした。そのレビューの結果を一言でいうと、「Good but not enough」。つまりCOP10以降、良い動きが各国にあるし、各目標に対して努力がなされているが、まだまだ不十分という評価です。愛知目標には20の目標がありますが、これをさらに分割すると56項目になります。この56項目それらを5段階評価すると、1と2が6割という結果です⁽⁶⁾。

例えば、生物多様性の認知度についてもレビューが行われました。日本では認知度が下がりました。これはCOP10で大きく報道されたときの反動だといえます。諸外国には90%認知度があった国もありますが、それは疑わしいデータです。

——では、今回はどのような成果があったのでしょうか。

道家：さまざまな決議が採択されましたが、その中でも三つの決議が「主要決議」と目されています。その三つを合わせて「ピョンチャンロードマップ」と呼んでいます。

主要決議のうち一つ目は、「愛知目標」に関連するものです。2010年に愛知目標が採択されてから、国家戦略を改定した国は26か国ありますが、そのうち、愛知目標にのっとった改定をした

国は8か国しかありません。この国の数をもっと増やそうというのが、一つ目の決議です。

二つ目は、「資源動員」に関するものです。COP11では、資源拡大の最終目標値は決まらず、先送りになりました。とりえず暫定的な目標値が定められましたが、最終目標値はこの暫定的な目標値を最終目標として確認することになりました。ここで重要なのは、その手法の一環として、環境を改善するのに出す補助金の額を増やす、または環境破壊に使われる補助金を撤廃するための具体的な手順を決めたことです。私はこれが今回の一番の成果だと考えています。日本は関係省庁とも協議の上で「採択」(最も強い表現)という表現でこの手順を認めています。

三つ目は、国連総会で検討している「持続可能な開発目標」に関するものです。今この持続可能な開発目標に生物多様性という目標が立てられているのですが、他の項目も多岐にわたるので、項目を減らすような動きもあります。そういうこともあって油断できないため、生物多様性の持続可能な開発への貢献を強調する決議を行いました。

——今回、日本の動きとして評価できるものは何ですか。

道家：愛知目標に対応した国家戦略をつくったことや、種の保存法の指定種の拡充を発表したこともそうです。それから、日本が提案したものとして、「自然災害リスク緩和と生態系復元」というテーマがあります。これまでにない画期的なテーマ設定だと思います。

実は、日本は生物多様性条約、地球環境ファシリティ、ODAなどを含めると、最大の資金供出国なのです。生物多様性条約は1年間10億円で動いていますが、日本はその倍のお金を「生物多様性日本基金」という名前で出しています。ファシリティには全体の20%分出しています。それから周知のように、ODAについては金額ベースでいうと世界最大の供出国です。しかし、そのアピールができておらず、存在感がうすいのが残念です。

——主要決議以外にも、注目すべき話題はありましたか。

道家：一つは、「合成生物学」(synthetic biology) についての議論です。構成生物学と訳される場合もあります。これは、遺伝子を組み換えるのではなく、遺伝子をそっくり入れ替えて新しい生き物を作るという新しい技術です。これをどう規制するのか。これは遺伝子組み換え作物に関するカルタヘナ議定書の中に収まるのかどうか。合成生物をまいて土壌の活性化を図るとした場合、オープンスペースで使うことになります。カルタヘナ議定書は、外に出すことを想定せずにリスク評価を行う仕組みなので、今の仕組みと合成生物学の成果の使われ方には重大なギャップがあるのではないかと指摘されています。

合成生物学によって、バニラ風味の生き物や、サフラン風味の生き物をつくったとしましょう。そうすると、既存の農業にも影響を与えます。つまり、バニラやサフランを作っているラテンアメリカやイランの農家が職を失うことになるでしょう。この合成生物学について、NGO はオープンスペースでの利用の一時停止を求め、結論の先送りの防止を訴えました。

二つ目に、会議では、「自然資本会計」(Natural Capital Account) が話題になりました。例えばプーマだったら、プーマだけでなくその子会社までカウントして自然への依存度を把握することが求められています。ここで「資本」という言葉を使うことに意味があります。企業にとって、「資本」は元手なので絶対に手をつけません。資本をいかに増やすかを考えるのであって、資本を減らして商売する企業はありません。この考え方を、国際金融でも使えないか、という話があります。例えば、BP (British Petroleum) は、金融市場の分析だけでいえば極めて優良な投資先でしたが、原油の事故でその資産が半額以下になりました。現在、こういう自然に関するリスクは投資先決定の際に評価されていませんが、これからはきちんと評価すべきです。市場評価に関する Value at Risk はあるが、生態学的な Value at Risk はない

ので、そこに自然資本の考え方が使えるのではないかと議論が生まれているのです。例えば、衣料品も農薬・化学肥料を使いますよね。それによる土地劣化に対して、汚染者負担原則の適用が進んでいます。アパレル産業は、途上国で汚染者負担原則が適用されたらやっつけられるかどうかの分析をしているか。アパレル産業はどういう生態系サービスを精査すべきか、こういったことをリストアップすべきです。

それから、IUCN が主導したものとして、「民間保護地域」(里山, 社有地, 民有地, つまり国立公園以外の場所) を認識し、保護地域指定を奨励するということがあります。「民間保護地域」は、ナショナルトラストが進化したバージョンといえます。海外では、土地を買い取るだけでなく、「地役権」(easement) を取得するという方法も用いられています。地役権というのは、例えば、特定の高さ以上建ててはいけないという制限をつけることに対して費用を払うというものです。また、土地を開発してマンションを建てたとき、森林のままにしたときでは土地の価格が変わり、固定資産税も変わります。そこで固定資産税のときの価値の査定のとときに、公益のために開発の権利を放棄した土地には、固定資産税が安くなるというしくみにするのです。この「地役権」を取得するというのは、NGO が土地を買うより安くすむので、民間保護地域をつくる際にアメリカなどで進んでいる手法です。ついでにいえば、中国は土地を買うことができませんが、2008 年ごろから土地を借りることができるようになりました。そのリースの仕組みを使って土地の保護をするということが考えられます。これは日本でも有効ではないかと思います。実はこのへんの話が、つい先日まで参加していた世界公園会議でも議論されたのです⁽⁷⁾。

——COP12 では、愛知目標についての進捗状況をレビューしたということでしたが、COP10 のもう一つの成果である「名古屋議定書」のほうはどうでしょうか。

道家：名古屋議定書の第1回締約国会合も開かれましたよ（2014年10月13日～17日）。しかし、日本はまだ議定書に批准していません。これは実は日本にとって不利なことです。というのも、会合では、批准している国から優先的に発言権があるからです。日本では産業界の中で疑問があるとして批准できずにいますが、批准していないとそもそも発言権が弱くなり、どんどん議論に置いていかれます。

名古屋議定書はABSの義務の履行を求めているのですが、ABSの義務自体は1992年に発生しているのです。それが履行されているか確認しようというのが名古屋議定書の趣旨なので、これを批准しないと、諸外国から日本はABSを履行する気がないのではないか、という疑念を持たれてしまいます。そのうち、批准していない国の企業とは仕事ができないという状況が生まれるかもしれません。

——2年後のCOP13は、メキシコのロス・カボスで開催されるそうですね。

道家：今回は農業、漁業、林業における生物多様性保全の行動を中心に議論するようです。ただ、スケジュールが未決定なのが不安です。2週間で議論しなければならないのですが、ミニ会合がたくさん開かれると、例えば途上国は予算的に代表を大勢は送れないので、参加できない会合が出てきます。それに交渉官の負担が大きくなります。そうすると、資金力の差で議論が左右される可能性が出てきます。

——今回、日本から学生の参加はありましたか。

道家：早稲田の学生（環境ロドリゲス）が参加し、発言もしました。ブースもつくりました。彼らは、「生物多様性わかものネット」の一員として活躍しています。実は、IUCN日本委員会で私のもとでアルバイトをしていた学生たちです。そこでトレーニングを積んで会議に参加しました。

——ここからは道家さん個人の評価についてお聞きします。COP12は期待どおりでしたか。それとも裏切られましたか。

道家：期待を下回りました。愛知目標をもとに国家戦略をつくれた国が8か国しかなかったの。ただ予想していたことでもあります。

——逆に、評価できる点は何でしたか。

道家：先に言った通り、日本は入っていませんが、COP12の期間中に名古屋議定書が発効したのは良いことでした。世界中の人が喜んでいました。これでスタートがきれいと。それから、補助金のルールについては、もっと後退するかと思ったが、案外すっきりと通ったのが良かったです。

——会議では、どんな出会いがありましたか。

道家：韓国のNGOが活発で、国内の開発に対して必死に取り組んでいて、日本のNGOとの間で共感が生まれました。日本からも60～70人の参加があり、しかも初めての人が多かったの、うれしかったです。条約事務局の人たちからおめでとうと言われました。リクルートは大事な仕事だよと。日本のNGOの人からは、私の貢献もあったと言われました。私はCOP9、COP10、COP11に参加したときに、逐一その様子をブログでレポートしてきました。また、アルバイトの学生たちに、条約に参加するにあたって必要な文書を翻訳してもらい、それもブログに掲載しました。そういったものを読んで、参加へのハードルが下がったと言われました。その地道な努力によって、初めての人の参加が増えたのだそうです。

日本の大学生（Youth）がしっかり発言していたことは評価できます。自分なりにきちんと勉強していたと思います。世界のYouthの人たちと議論ができていました。むしろ、海外の人よりも議論をリードしていたと思います。私が行った入念な事前学習が活かしたということでしょう。次回もYouthの参加枠（予算）をつくりたいと思

ます。Youth の人たちは今後も活動を継承したいと言っていました。学生が物見遊山で来られるのは嫌ですが、こんなふうにならざるにずっと継続してくれるのなら、大歓迎です。

——現在、国際会議で道家さんはどのようなポジションにいるのですか。

道家：日本の NGO の調整役、窓口として扱われています。日本の NGO、企業、自治体と接触したかったら、まずは道家に連絡しようという存在になっています。企業、自治体、いろいろなチャンネルがある中で、NGO チャンネルのど真ん中に位置しているという評価です。

——会議に行くと必ず会う人はいますか。

道家：条約事務局の人とは旧知の仲になっています。「また会ったね」「ここでも会ったね」と言われます。前の条約事務局長ジョグラフ氏からは「Man behind UNDB：国連生物多様性の十年の陰の立役者（黒幕）」と呼ばれたこともあります。

——何度も会議が開かれてきたわけですが、会議を経ることによって、状況はよくなっているのでしょうか。例えば、締約国同士で協力的なムードになっているのですか。一時期は、先進国と途上国の対立が強調されていましたが。

道家：最近先進国と途上国の対立は弱まっています。もちろんまだお金の面での対立はありますが。真の敵は他にいるという認識ですね。国土計画、農業、漁業に関して、お互いに課題をかかえていて、お互いに解決策を求めているので、その点では共通しています。

日本は、海に関していうと、ますます立場が悪くなっています。クジラは最近では話題になりませんが（状況が変わっていないので）、マグロとウナギですね。11月17日にレッドリストが発表され、クロマグロが絶滅危惧種になりました。そこで IUCN がプレスリリースを書いたのですが、

題目は「世界の食欲が絶滅を加速させる」。ここで紹介された食用とされている4種は、クロマグロ、アメリカウナギ、カラスフグ、タイワンコブラです。タイワンコブラ以外は日本が原因なので、実は「日本の食欲が絶滅を加速させる」という内容になっています。これは読めばすぐにわかります。日本は非難の対象になっているのです。

——直接非難されることはあるのですか。

道家：直接に非難されたことはありませんが、「何とかしてくれ」と言われたことはあります。「日本の態度は不可解だ」「水産庁の人と話がしたいので取りついでくれ」とはよく言われます。「重要な海域をマップ化する事業に、日本はお金を出していたのに、その重要性を高く評価しないといっている。その成果を endorse（承認）するのではなく、take note（考慮）するにとどめているんだ。意味が分からないけど、このマップは大事なので話がしたいんだ」とか。水産庁の中には、生物多様性の保全のために予防的に取り組む会合に出たくないという気持ちもあるのではないかと思います。

——日本の国際的評価は下がっているのですか。

道家：いえ、高い方だと思います。しかし、知る人ぞ知る高さになっています。先にも言ったように、供出金の多さをアピールしていないので。日本のファンドでワークショップもやっています。しかし、政府向けなので、知られていません。JICA も地域でいろいろなことをしていて感謝されていますが、国際会議で PR しないのであまり知られていません。ドイツやノルウェーの NGO は IUCN と一緒にやるので知られています。良いことをしているのだからもっと正しく評価されるべきです。

——現在、COP は機能していると思いますか。

道家：機能しています。しかし、COP でできる

こととできないことがあります。できることについては、かなり手を打っています。例えば、WTOに対抗できる規制は194か国で合意するからこそできるものです⁽⁸⁾。しかし、どうしてもスピードが遅くなります。それを補完するしくみが必要です。どんどん話を進めるフォーラムがあればよいのですが。

——2010年のCOP10名古屋会議は市民参加に影響を与えたと思いますか。

道家：自然保護に関わった人たちは、COP10が気になる存在として心に残っています。最初に参加した時はお祭り気分でも、引き続き参加して、認識が深まっていった人がいます。自分が仕事を続けていけば、第二、第三の道家哲平が出てくることでしょう。

——その一方で、生物多様性の認知度が低くなっていますか。

道家：低くなった理由は、マスメディア、特に新聞での露出が減ったからです。50～60代の認知度の上下が反映されています。それは新聞を読む世代です。

——また新聞での露出が増えれば、認知度が高まるのでしょうか。

道家：認知度についていえば、2010年以降、都道府県の半分が、生物多様性地域戦略をもつようになりました。地域戦略を検討もしていないのは、島根、山梨、和歌山くらいです。また、ほぼすべての大企業のCSRの中に生物多様性が盛り込まれています。

次に増やすのは名前の認知度ではありません。行動や判断基準の中に生物多様性が組み込まれることを増やすというフェイズに移っていかねばならないのです。レインフォレストアライアンスといった認証を受けた製品が、たとえばコンビニで買えるようになるなど、消費行動の中に組み

込んでいくことが必要です。間伐材を使った紙などが当たり前のように使われていく社会にしないといけません。

——海外と日本の温度差を感じることはありますか。

道家：日本は企業や自治体の仲がいいですね。生物多様性について協調していこうという雰囲気があります。海外はプロフェッショナルなNGOが活躍しています。だから、誰が力を持っているかが違いますね。海外でも企業は力をもっていますが、その企業から人や事業、資金を引っ張ってきて、公益にまわす力をNGOがもっています。日本は市民が公益事業を行っています。アメリカやイギリスではNGOが購入や地役権などで土地を持っています。ブラジルにも民間保護地域の制度がありますが、子どもに相続するのではなく、保護地域宣言をすることで、子どもでも手を付けられない永久的な保護地域にするしくみがあるそうです。そういう制度上の違いがあります。

シドニーの世界公園会議では、海がホット 이슈でした。海については日本と海外の取り組みは全然違います。調査に関しては超一流だが、保全に関しては日本は圧倒的に後進国です。同じく世界公園会議の時の印象では、国際的な取り組みに関与するのがまだ下手です。保護地域でより良い管理がされている場所を、ほめる意味でリスト化する取り組みとして、IUCNグリーンリストをつくることにしたのです。これは早くから知られていたのに、日本は全く関与していません。中国と韓国に先を越されています。日本の保護地域をアピールできていません。

——グリーンリストとは何ですか。

道家：生物多様性の保全上の価値が守られていて、効果的に管理されており、公平に管理されている、といった基準を満たした地域が登録されるしくみです。日本ではつくられていないのですが、今後つくるよう働きかけていくつもりです。国立公園

だけでなく、民間保護地域でもよいので、市民側が音頭をとることもできるでしょう。

——2020年までの見通しはどうか。どのくらい目標は達成できそうですか。

道家：2020年にどのようなアウトプットがつけられるかが重要で、そのために「ネイチャーオリムピック」を開催しようと考えています。そこで、目標達成のための行動を集めるのです。開催が不可能だと日本政府が宣言したら、違うシナリオを考えなければなりません。そこで会議の機会がつかれば、IUCNの会員になったNGOが、宣言の文言をつくれます。取り組みの紹介や提案の場になります。企業のCSR担当者は、発信する場がないので肩身の狭い思いをしているのです。その人たちが発表する場があれば、企業の取り組みが進むでしょう。自治体も、豊岡のようにコウノトリを象徴種にして取り組みを進めるところもありますが、そのような動きが加速するでしょう。

目標をすべて達成できるとは思っていません。Good but not enough という評価は変わらないでしょう。しかし、自治体や企業や市民がともに取り組む場を提供することで、状況が変わると思います。

——生物多様性に関しての、中国の評価はどうか。

道家：中国の中の環境部局は積極的に動いていて、保護地域を増やしています。中国の植物のレッドリストも最近できました。個々の動きは着実に動いています。しかし中国全体の政策は経済発展と資源確保に向かっています。保全の意思はあっても、しくみが整っていないのです。全体的には経済重視であることは間違いありません。

——最後の質問です。生物多様性のために、市民が明日からできることは何ですか。

道家：文字通り「明日」ということであれば、フ

ェイスブックやツイッターで、生物多様性や環境に関する記事を読み、「いいね」やシェア、リツイートをすることです。生物多様性に関する情報は以前よりも増えています。レインフォレストアライアンスの認証を受けたコーヒーを選ぶなどできます。企業の報告書なども、印刷所に、環境配慮型の製品（FSC）を使った場合の見積もりを出させるということも効果的です。見積もりくらいなら気楽にできると思います。

大手メディアが流していない生物多様性のニュースを知るために、フェイスブックやツイッターを利用すべきです。そこから気楽に始めてください。「にじゅうまる」や日本自然保護協会の記事を読んでください。新聞では入手できない情報がたくさんあります。

——本日はどうもありがとうございました。

(2014年11月24日)

- (1) 道家さんによると、持続可能な開発の「開発」は仏教用語で、仏性を開いていくことであるという。そこから、その人や場所の可能性を開くことを「開発」というようになった。荒地を見た時にいろいろな可能性を感じ、そこを埋め立てて家を建てる。学校に行けない子どもたちを児童労働から解放する。これらが開発ということだ。ただこれは折衷案にすぎない面もある。一方で、開発が必要だという意見を無視できない。他方で、開発は持続可能でないと意味がない。しかし荒地にはすでにそこを利用している生き物もいるので、持続可能な開発ということだけでは環境分野では使いづらくなっているという。
- (2) 例えば、「気候変動枠組条約」の京都議定書に、アメリカは入っていないが「署名」までしている、つまり大統領がサインはしているが、議会の反対で「批准」をしていない、という状態にある。
- (3) 道家さんによると、発効日の12月29日は年末でイベントがしばらくないので、採択日の5月22日を「生物多様性の日」にしたのだという。
- (4) また、道家さんは、気候変動枠組条約が、ドライバー（CO2排出国）に対して「ブレーキを踏み、アクセルを踏むな」（CO2排出を止めろ）と呼びかけるのに対して、生物多様性条約は、みんなに対して、「シートベルトを締めろ、パラシュートをつけろ」（変動に対するショックを和らげる）と呼びかけるものである、という説明も行っている。これはアンドリュー・ゾッリ、アン・マリー・ヒーリー「レジリエンス 復活力」ダイヤモンド社、2013年、31頁における「緩和」と「適応」についての説明を援用したものである。
- (5) 愛知目標については以下のサイトを参照。
<http://cbdws.iucn.jp/ja/what-is-aichi-target/item/141-20-individual-targets>

- (6) 愛知目標の達成度については、第5次国別報告書を各国が出し、そこで各国が評価するよう定められている。
- (7) 2014年11月12日から19日まで、オーストラリアのシドニーで第6回IUCN世界公園会議が開催された。道家さんはこの会議に出席し、内容をブログなどで報告している。
- (8) WTOの自由貿易体制は生物多様性保全にとって脅威となることもあるが、近年、WTOは環境配慮型の農業に補助金を出しているという。それは「グリーンボックス」と呼ばれている。